

広島グリーンアリーナ presents！開館 25 周年記念事業業務委託に係る 企画提案公募（プロポーザル）説明書

1 趣旨

開館 25 周年を迎えるにあたり、お客様に感謝の意を込めて、施設の無料開放等で広島グリーンアリーナを身近に感じてもらうとともに、子どもから大人まで一緒に楽しめる記念事業として、探究心と期待感を味わえる「体験型謎解きゲーム」を行う。また、広島県にゆかりのあるゲストを招待するなど記念事業の付加価値を高めることで、幅広い世代での集客を図るとともに、紙屋町・基町エリアにおける地域活性化につなげることで更なる利用促進を図る。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「広島グリーンアリーナ presents！開館 25 周年記念事業」業務

(2) 委託業務の内容

「広島グリーンアリーナ presents！開館 25 周年記念事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月の実施報告書提出日まで

(4) 予算上限額

7, 000 千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

本業務に関するプロポーザル参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 企業、NPO 法人、財団法人、社団法人その他法人格を有する団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 広島県内に本社、支社、営業拠点等を有する者または県内に事業所がない場合であっても選定側の求めに応じて速やかに実施場所へ来訪することが可能な者であること。
- (7) 公益財団法人広島県教育事業団が開催する説明会への参加者であること。

4 公募手続等

(1) 説明会

ア 日時 平成 30 年 5 月 25 日（金）午前 11 時から

イ 場所 広島県立総合体育館本館 ミーティングルーム

(2) 説明会参加申込書の提出等

ア 提出期限 平成 30 年 5 月 24 日（木）午後 5 時

イ 提出先 広島県立総合体育館 総務企画課
電子メール（アドレス：g-arena@sports.pref.hiroshima.jp）
電話 082-228-1111 FAX 082-228-4992

ウ 提出方法

電子メールまたはFAXによる。ただし、送信後、提出先に電話により着信の確認を行うこととする。

エ 提出書類

説明会参加申込書（様式第1号）

(3) 企画提案参加申込書の提出等

ア 提出期限 平成30年6月11日（月）午後5時

イ 提出先 前記(2)イの場所

ウ 提出方法 前記(2)ウの方法

エ 提出書類 企画提案参加申込書（様式第2号）

※ファクシミリによる提出の場合は、正文は企画提案書の提出時に提出すること。

(4) 質問の受付期間

企画提案書の作成に際して質問がある場合は、原則として質問書（様式第3号）を提出するものとする。（軽微な内容については電話等による照会も可）

ア 受付期間 平成30年5月28日（月）～6月4日（月）午後5時

イ 提出方法 電子メール（アドレス：g-arena@sports.pref.hiroshima.jp）

ウ 受付場所 前記(2)イの場所

エ 回答方法 回答は、参加申込書提出者全員に対して、参加希望者に記載された連絡先に、平成30年6月6日（水）午後5時以降に電子メールで通知する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

オ 受付期間以降の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

(5) 企画提案書の提出等

ア 提出期限 平成30年7月17日（火）午後5時（受付開始6月12日午前9時から）

イ 提出先 前記(2)イの場所

ウ 提出方法 持参または郵送等による。ただし、郵送等による場合は、前記アの期限に到着したものまでとする。

エ 提出書類

(ア) 企画提案書（説明会において提供する資料に基づき作成すること。）

(イ) イベントチラシ（実物大）

(ウ) 見積書（公益財団法人広島県教育事業団理事長あての事業経費及び内訳を記載した見積書で、代表者印を押印したもの）

オ 提出部数

(ア) 企画提案書 7部（社名入り1部，社名無し6部）

(イ) イベントチラシ 12月9日，2月13日実施分各1部

(ウ) 見積書 1部

5 選定方法

(1) 審査会による選定

提出された企画提案書については、次の選定基準に基づいて審査し、最優秀案の一社を委託予定事業者として選定する。

また、書類選考を行った上で、審査会でのプレゼンテーションを求めることがある。(別途応募者に通知する。)

(2) 選定基準

選定にあたっては、複数の項目について数値(得点)で評価するが、その基準は以下の項目に基づくものとする。

ア 提案内容の優良性：仕様書1を達成することを目的とし、企画力、具体性、妥当性及び技術力などが優良であること。

イ 業務執行能力の優良性：責任者、実施体制及び団体のイベントにおける実績などが優良であること。

ウ 広報・情報発信：イベントのPRを効果的に行うこと。

エ 必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。

(3) 審査会の期日

ア 日時 平成30年7月19日(木)午後2時から(詳細については別途通知する。)

イ 場所 広島県立総合体育館本館 ミーティングルーム

ウ 内容 企画提案者によるプレゼンテーションを実施する際は審査会開催時に行う。

(4) 選定結果

選定の結果は、審査終了後直ちに、書面によりプロポーザル参加者全員に通知する。

6 契約

(1) 契約方法

随意契約による。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に準ずる)

選考会の審査の結果、最も優れた企画提案者として選定したプロポーザル参加者(以下「業務予定者」という。)と提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、広島県立総合体育館の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約をする場合がある。

(2) 契約条件

別に定める契約書(案)のほか、広島県契約規則(昭和39年規則第32号)及び広島県会計規則(昭和39年規則第29号)の定めるところによる。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除とする。

(4) 委託料の支払い

完了払い

(5) 成果物

実施報告書1部と報告書CDデータ1枚及び写真CDデータ

7 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公平に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、またはプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

8 費用負担

説明会参加、企画提案書の作成、その他応募に要する費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は県教育事業団が受理した後は返却しない。
- (3) 企画提案書提出後、県教育事業団から企画提案書の内容について質問すること及び企画提案書の補正を命じることがある。
- (4) 企画提案を取り下げる場合は、取下願（様式第4号）を提出するものとし、取下願の受理をもって、プロポーザルへの参加辞退とする。
なお、この場合であっても、提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書は、1参加者1提案とする。

10 問合せ先

〒730-0011 広島市中区基町4-1

広島県立総合体育館 総務企画課（担当：平谷）

電話 082-228-1111 FAX 082-228-4992

メール：g-arena@sports.pref.hiroshima.jp